



防犯こうち

NO 1

発行編集

高知県風俗環境浄化協会
〒780-0056
高知市北本町一丁目9番20号
電話088-875-9861
FAX 088-875-9862
HP <http://www.kochi-bouhan.jp>

風俗営業の経営者(管理者)のみなさんへ

風営適正化法の目的とは?

- ① 風俗事犯の防止
売春、わいせつ、賭博等にかかる違法行為の防止
- ② 善良風俗保持
営業から生じる歓楽性及び享楽性が過度にわたる行為の防止
- ③ 風俗環境保持
歓楽的雰囲気及び享楽的雰囲気が無制限に拡散し、周辺環境を害する行為の防止
- ④ 少年健全育成
歓楽的雰囲気及び享楽的雰囲気が年少者の健全な育成を阻害する行為の防止

禁止行為

- ① 名義貸しの禁止
- ② 客引きの禁止
- ③ 年少者の立ち入らせの禁止
- ④ 年少者雇用等の禁止
- ⑤ 20歳未満の者への酒・たばこの提供禁止

遵守事項

- ① 構造及び設備の維持
- ② 営業時間の制限
- ③ 照度の規制
- ④ 広告及び宣伝の方法の規制
- ⑤ 料金の表示
- ⑥ 年少者の立入禁止の表示

違反すると行政処分・直罰(罰金・懲役)に科せられる場合があります。

最近の
摘発

- A) 高知県
「ラウンジを無許可営業」「未成年者に接客させた営業」により経営者を逮捕
- B) 他県
「未成年者に酒類提供・接待をさせた営業」により経営者等を逮捕

【立入で指摘されることが多い遵守事項】

- 従業員名簿を備えていない又は不備がある。 ○年少者の立入禁止表示がない。
○料金の表示がない。など

経営者・管理者の皆さんは、基本的な法知識を習得して、適正な営業をお願いします。!